

山梨県公報

第千六百五十八号

平成十八年

四月十七日

月 曜 日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める額の一部改正……………三二三

保安林の指定の予定(三件)……………三二四

土地改良事業計画の適当決定……………三二四

道路の区域変更……………三二五

使用料の収納事務の委託……………三二五

訓令

環境日本一やまなし推進本部規程の一部を改正する訓令……………三二五

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三二五

公共測量の実施……………三二六

正誤

平成十八年三月三十日付け号外第十六号中……………三二六

平成十八年三月三十一日付け号外第十八号中……………三二六

平成十八年三月三十一日付け号外第二十三号中……………三二六

告示

山梨県告示第千二百五十号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

示

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二九一元	一三、二四六円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇四六円	一三、二四六円
二十五歳以上三十歳未満	五、九二二元	一三、二四六円
三十歳以上三十五歳未満	六、五八〇円	一六、一六一円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇九八円	一九、四七三元
四十歳以上四十五歳未満	七、二〇二元	二一、六二五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇四三元	二一、一一二元
五十歳以上五十五歳未満	六、五七九円	二一、五五六円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇四二元	二一、三〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、四九八円	二一、四六一円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇七〇円	一五、五三五円
七十歳以上	四、〇七〇円	一三、二四六円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年四月十七日

- 一 保安林の所在場所
山梨県知事 山 本 栄 彦
甲斐市竜王字下河原二二三九・字新田二二八四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
公衆の保健
- 三 指定施業要件

（一）

立木の伐採の方法

- 1 主採は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

山梨県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年四月十七日

- 一 保安林の所在場所
山梨県知事 山 本 栄 彦
南巨摩郡増穂町最勝寺字奥平野二八二九、二八三七
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一）

立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年四月十七日

- 一 保安林の所在場所
山梨県知事 山 本 栄 彦
南巨摩郡増穂町小室字寺尾五七九〇の二、字日影林五七七四の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一）

立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 字寺尾五七九〇の二・字日影林五七七四の一（以上二筆について次に図に示す部分に限る。）
- 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、葎崎市長から協議のあった土地改良事業（穴山地区

基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十八年四月十七日

一 縦覧書類
山梨県知事 山 本 栄 彦

二 縦覧期間
平成十八年四月十八日から同年五月十八日まで

三 縦覧場所
韮崎市役所

四 異議申出期間
平成十八年五月十九日から同年六月二日まで

山梨県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年五月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字精進字大窪二六 二番の一七地先から 南都留郡富士河口湖町大字精進字大窪二六 二番の二二地先まで	七・五	七・五	四五・〇	一六〇・〇
	四・五			

山梨県告示第二百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、

山梨県公報 第千六百五十八号 平成十八年四月十七日

次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十八年四月十七日

一 委託の相手方
山梨県知事 山 本 栄 彦

二 委託に係る使用料
南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市

三 委託の期間
山梨県立保存民家安藤家住宅の観覧料及び使用料
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

訓 令

山梨県訓令第十四号

本 庁

環境日本一やまなし推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年四月十七日

環境日本一やまなし推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県知事 山 本 栄 彦

環境日本一やまなし推進本部規程（平成十六年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「、地域振興局長」を削る。

別表第二中「県民室長」を「県民室次長」に改め、「、人事課長」及び「、地域振興局企画振興部長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年四月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 ラレレイ日本
- 2 代表者の氏名 柴生田忍
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市下吉田千四百十一番地
- 4 定款に記載された目的
この法人はサモア諸島と、サモアの人々に対して環境の保全を、また、彼らが先達より引き継ぐ伝統、文化、芸術を守り、またはスポーツの振興、子供たちへの教育の支援を図り、日本とサモアの交流をいっそう深める事業を行い、双方の更なる発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年四月四日から同年六月三日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十八年三月十六日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年四月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量（一・二・三級基準点、三級水準点測量）
- 二 作業期間 平成十八年一月二十四日から同年六月二日まで
- 三 作業地域 南アルプス市及び甲斐市

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年三月三十日山梨県規則第四号（山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

二六	上	終わりから三	に、「資金	に、「資金
同	下	一四	に、「	に、「
二七	上	三	「資金」を「貸付金	「資金」を「貸付金
同	下	六	繰り下げる	繰り下げる

同	同	十七	に安全性 電磁式方式	、安全性 電磁式方式
同	下	七	・第27条 当たって	、第27条 当たって
三二			当たって	当たって
三一			当たって	当たって
同			当たって	当たって
三四			当たって	当たって

平成十八年三月三十一日山梨県条例第三十六号（山梨県県税条例の一部を改正する条例）

五	上	一三	第 号	第十号
同	下	一一	第 号	第七号
同	同	一一	第 号	第三十六号

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年三月三十一日山梨県教育委員会訓令甲第二号（山梨県教育長行政文書管理規程）

八	下	六	課長補佐等	課長補佐
一〇	上	六	山梨県訓令甲第七号	平成十八年山梨県訓令甲第七号